

受益者の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

## EXE-i 先進国債券ファンド 証券投資信託約款変更に伴う書面決議のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「EXE-i 先進国債券ファンド」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を実施致しますので、ご案内申し上げます。

この投資信託約款の変更につきましては、商品性が大きく変わることが想定されるため、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「重大な約款変更」に該当すると判断し、投資信託及び投資法人に関する法律及び信託約款の規定にしたがい、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)の成立が必要となります。

つきましては、本書面及び別紙の「書面決議参考書類」をご覧のうえ、投資信託約款の変更に関する決議の賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入いただき、弊社までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

**なお、本ファンドの投資信託約款の変更に賛成いただける場合には、特に必要なお手続きはございません。(「議決権行使書面」をご返送いただかない場合は、賛成いただいたものとみなします。)**

敬具

記

### 1. 信託約款変更の理由

投資者のコスト負担を軽減し競争力を高めると同時に幅広い投資機会を提供するため、投資対象を先進国から全世界へ範囲の拡大を図り、投資対象となる上場投資信託証券(ETF)および基本投資割合を見直した上で、ベンチマークの変更を行います。

あわせて、ファンド名称、投資対象ETF、信託報酬の引き下げを下記に変更することにより、SBI・i シェアーズシリーズへの組入れを行います。また、信託事務の諸費用等の明文化を行います。

#### 【書面決議の対象となる重大な約款変更】

##### ① 投資対象の変更

投資対象を先進国から全世界へ変更を行う予定です。

##### ② 参考指標からベンチマークへの変更

参考指標としていたFTSE世界BIG債券インデックス(円換算ベース)からベンチマークとしてBloomberg Global Aggregate Bond Index(円換算ベース)へ変更を行う予定です。

## 【非重大な約款変更】

### ① ファンド名称の変更

ファンド名称がEXE-i 先進国債券ファンドからSBI・i シェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド(愛称:サクッと全世界債券)へ変更を行う予定です。

### ② 投資対象となる上場投資信託証券(ETF)の変更

投資対象となる上場投資信託証券(ETF)を、シュワブ U.S.アグリゲート・ボンド ETFとiシェアーズ 世界国債(除く米国)ETFからiShares Core U.S. Aggregate Bond ETFとiShares Core International Aggregate Bond ETFへ変更を行う予定です。

#### 変更後に新たな投資対象となる投資信託証券の概要(予定)

iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF

|       |  |
|-------|--|
| 名 称   | iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF (AGG)   |
| 運用方針  | 米国債券市場において投資適格の米ドル建て固定金利課税債券市場の動きを示すブルームバーグ米国総合債券インデックスのパフォーマンスへの連動を目指します。 |
| 管理報酬等 | 純資産総額に対し年 0.03%  |
| 運用会社  | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ   |

iShares Core International Aggregate Bond ETF

|       |   |
|-------|---|
| 名 称   | iシェアーズ・コア 世界総合債券市場 ETF (IAGG)   |
| 運用方針  | iシェアーズ・コア 世界総合債券市場 ETF は、米ドル建て債券を除くグローバル投資適格債を投資対象としながら、各通貨と米ドル間の為替変動リスクの軽減を図る指数と同等水準の投資成果を目指しています。 |
| 管理報酬等 | 純資産総額に対し年 0.07%   |
| 運用会社  | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ  |

### ③ 信託報酬率の引き下げ

|        | 変更後                          | 変更前                          |
|--------|------------------------------|------------------------------|
| 信託報酬総額 | <u>年率 0.0638%(税抜 0.058%)</u> | <u>年率 0.2530%(税抜 0.230%)</u> |
| 内 委託会社 | <u>年率 0.0242%(税抜 0.022%)</u> | <u>年率 0.110%(税抜 0.100%)</u>  |
| 内 販売会社 | <u>年率 0.0242%(税抜 0.022%)</u> | <u>年率 0.110%(税抜 0.100%)</u>  |
| 内 受託会社 | <u>年率 0.0154%(税抜 0.014%)</u> | <u>年率 0.033%(税抜 0.030%)</u>  |
| 実質的な負担 | <u>年率 0.1098%程度</u>          | <u>年率 0.4110%程度</u>          |

### ④ 諸費用の明文化

信託事務の処理に要する諸費用を具体的な表現に改め、信託事務の処理に要する諸費用(印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)として明確化します。

## 2. 手続き及び日程

|                |                              |
|----------------|------------------------------|
| ①受益者の確定日       | 2023年12月11日(月)               |
| ②書面による議決権の行使期限 | 2024年1月11日(木)弊社到着分までを有効とします。 |
| ③書面による決議の日     | 2024年1月12日(金)                |
| ④当局への届出日(予定)   | 2024年2月7日(水)                 |
| ⑤約款変更適用日(予定)   | 2024年2月10日(土)                |

※本議案の議決権を行使できる受益者は、2023年12月11日(月)現在の本ファンドの受益者(2023年12月7日(木)の申込締切時間までに取得の申込みをされた方を含む。)です。

## 3. 書面決議における議決権の行使方法

議決権の行使は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入の上、2024年1月11日(木)必着で、同封の返信用封筒にて弊社までご郵送いただくことにより行われます。

なお、議決権を行使されない場合(議決権行使書面を返送されない場合)は、信託約款の規定に基づき賛成されたものとみなされます。したがって、この投資信託約款の変更に賛成いただける場合は、ご返送いただく必要はございません。

[議決権の取扱いについてのご注意事項]

- ・本議案についての賛・否欄に記載がない場合は、賛成されたものとさせていただきます。
- ・受益者の方が投資信託約款の変更について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。
- ・ご提供頂いた個人情報は、当該議決権行使に係る手続きを目的とするもので、その範囲を超えて使用することはありません。

## 4. 書面決議の結果

(1)本議案が可決された場合(賛成する受益者の受益権の合計口数が、受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2以上である場合)

⇒ 本ファンドは、2024年2月10日(土)に投資信託約款の変更を行います。

(2)本議案が否決となった場合(賛成する受益者の受益権の合計口数が、受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2未満である場合)

⇒ 投資信託約款の変更は行いません。

※書面決議の結果は、2024年1月12日(金)以降弊社ホームページ等でお知らせ致します。

### お問い合わせ先

SBIアセットマネジメント株式会社

ホームページ:<https://www.sbiam.co.jp/>

電話番号:03-6229-0097(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

※お客さまの口座内容等に関するご照会は、お申込みされました販売会社にお問い合わせください。

以上

**書面決議参考書類****1. 投資信託約款の変更の案**

以下は、本書面決議の議案（重大な約款変更）のほか、議案が可決となった場合に  
あわせて行う予定の約款変更（重大な約款変更には該当しません）を含んだも  
のです。

投資信託約款にかかる新旧対照表

追加型証券投資信託  
E X E - i 先進国債券ファンド

| (変更後)   | (変更前)  |
|---|--|
| (表紙)<br>追加型証券投資信託<br><u>S B I ・ i シェアーズ・全世界債券インデッ<br/>クス・ファンド (愛称: サクっと全世界債券)</u>   | (表紙)<br>追加型証券投資信託<br><u>E X E - i 先進国債券ファンド</u>  |
| 運用の基本方針<br>2. 運用方法<br>(1) 投資対象<br>主として E T F (上場投資信託) への投資を<br>通じて、 <u>全世界</u> (日本を含む) の債券へ実質<br>的に投資します。投資対象とする E T F (上<br>場投資信託) は別に定めるものとします。な<br>お、それらを個々に又は総称して「投資対象<br>ファンド」という場合があります。<br>(2) 投資態度<br>① 本ファンドは <u>全世界</u> (日本を含む) の債<br>券市場の値動きと同等の投資成果をめ<br>ざします。当初、 <u>Bloomberg Global<br/>Aggregate Bond Index</u> (円換算ベース)<br>を参考指標とします。ただし、当該参考<br>指標は委託者の判断により予告なく変<br>更する場合があります。なお、当該参考<br>指標を変更した場合は別に記載します。<br>② <u>全世界</u> (日本を含む) の債券市場の値動<br>きに連動する投資対象ファンドを複数<br>組合せることにより、信託財産の中長期<br>的な成長を目指します。<br>(後略) | 運用の基本方針<br>2. 運用方法<br>(1) 投資対象<br>主として E T F (上場投資信託) への投資を<br>通じて、 <u>先進国</u> (日本を含む) の債券へ実質<br>的に投資します。投資対象とする E T F (上<br>場投資信託) は別に定めるものとします。な<br>お、それらを個々に又は総称して「投資対象<br>ファンド」という場合があります。<br>(2) 投資態度<br>① 本ファンドは <u>先進国</u> (日本を含む) の債<br>券市場の値動きと同等の投資成果をめ<br>ざします。当初、 <u>FTSE 世界 BIG 債券イ<br/>ンデックス</u> (円換算ベース) を参考指標<br>とします。ただし、当該参考指標は委託<br>者の判断により予告なく変更する場<br>合があります。なお、当該参考指標を変<br>更した場合は別に記載します。<br>② <u>先進国</u> (日本を含む) の債券市場の値動<br>きに連動する投資対象ファンドを複数<br>組合せることにより、信託財産の中長期<br>的な成長を目指します。<br>(後略) |
| 追加型証券投資信託<br><u>S B I ・ i シェアーズ・全世界債券インデッ<br/>クス・ファンド (愛称: サクっと全世界債券)</u><br>信託約款<br>第 32 条 (信託事務の諸費用等)<br>信託財産に関する租税、 <u>信託事務の処理に要<br/>する諸費用</u> (印刷等費用 (有価証券届出書、  | 追加型証券投資信託<br><u>E X E - i 先進国債券ファンド</u><br>信託約款<br>第 32 条 (信託事務の諸費用等)<br>信託財産に関する租税、 <u>信託事務の処理に要<br/>する諸費用</u> および受託者の立替えた立替金の  |

|  |   |
|--|---|
| <p><u>有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。</u></p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>第1項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法)</p> <p>委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>5.8</u> の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>(後略)</p> | <p>利息 (以下、「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>前項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法)</p> <p>委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>23</u> の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>(後略)</p> |
| <p>【附表】</p> <p>(前略)</p> <p>第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条 (運用の指図範囲等) に規定する別に定める E T F (上場投資信託証券) は、次の通りとします。(2024 年 2 月変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF</u></li> <li><u>iShares Core International Aggregate Bond ETF</u></li> </ol>  | <p>【附表】</p> <p>(前略)</p> <p>第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条 (運用の指図範囲等) に規定する別に定める E T F (上場投資信託証券) は、次の通りとします。(平成 29 年 2 月変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>シュワブ U.S. アグリゲート・ボンド ETF</u></li> <li><u>i シェアーズ 世界国債 (除く米国) ETF</u></li> </ol>  |

2. **受益権の内容の変更または受益権の価値への重大な影響を及ぼす内容および相当性に関する事項**  
該当事項はありません。
3. **投資信託約款の変更がその効力を生ずる日**  
2024年2月10日
4. **投資信託約款の変更の中止に関する条件**  
該当事項はありません。
5. **投資信託約款の変更をする理由**  
投資者のコスト負担を軽減し競争力を高めると同時に幅広い投資機会を提供するため、投資対象を先進国から全世界へ範囲の拡大を図り、投資対象となる上場投資信託証券(ETF)および基本投資割合を見直した上で、ベンチマークの変更を行います。  
あわせて、ファンド名称、投資対象 ETF、信託報酬の引き下げを下記に変更することにより、SBI・iシェアーズシリーズへの組入れを行います。また、信託事務の諸費用等の明文化を行います。
6. **投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実**  
該当事項はありません。

以上